

# 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業

令和2年度予算額（案）

254百万円

（新規）



文部科学省

## 事業2—資料1

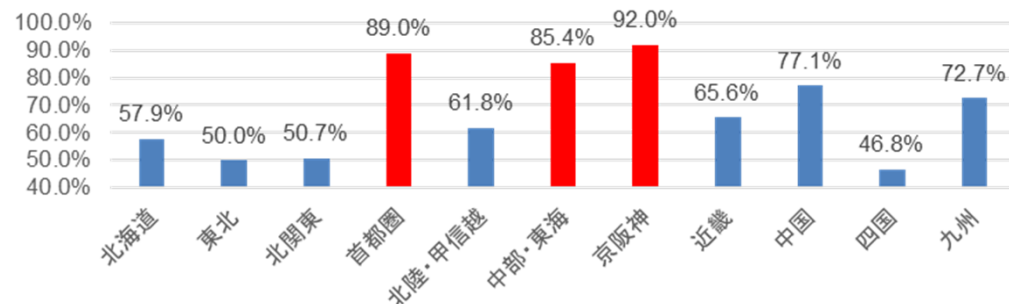
### 【背景・課題】

- 地方創生に向けては、当該地域にある高等教育機関が核となって、その地域の経済圏における教育と職業、教育と新たな産業を結びつけていく活動が不可欠。
- 人生100年時代においては、高等教育機関には多様な年齢層の多様なニーズを持った学生を教育できる体制が必要となるため、いわゆる就職氷河期世代も含めた様々な社会人に対しても受けやすく即効性のある出口一体型人材養成の確立が求められる。

### 事業概要

- 大学・地方公共団体・企業等の各種機関が協働し、地域が求める人材を養成するための指標と教育カリキュラムを構築。
  - 指標に基づき、**出口(就職先)が一体となった教育プログラムを実施**する。
- 事業期間：最大5年間 財政支援（2020年度～2024年度）
- 選定件数・単価：事業実施大学3件 × 約5,860万円
- 幹事校1件 × 約7,800万円

### 2019年卒の大卒新卒採用予定人数の充足率

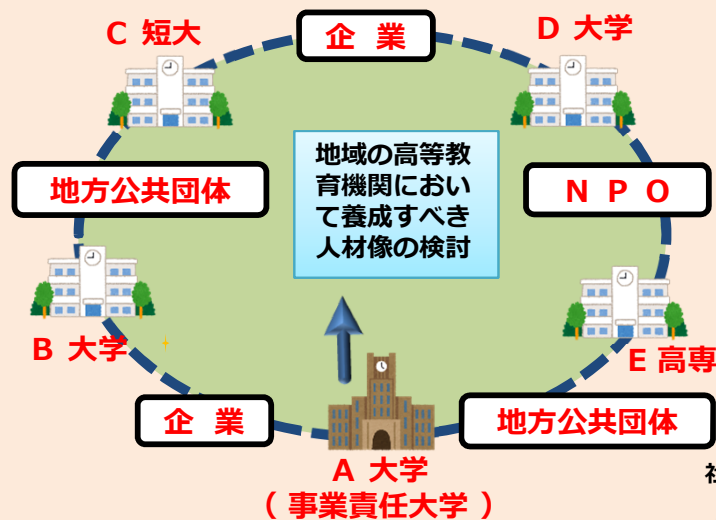


※ 2019年4月17日「地域経済社会システムとこと・働き方検討会」提出資料より  
リクルートワークス研究所「ワークス採用見通し調査2018」（従業員規模、業種によってウェイトバックしたもの）

### 体制

ブロックごとの拠点地域を設定

### 取組



- ① 大学群、地方公共団体、企業等が連携・協働し、当該地域が養成すべき（産業）人材像の分析・検討  
分析・検討結果に基づき、当該（産業）人材を養成するための指標を作成
- ② 指標に基づき、大学における学修と、出口（就職先）が一体となった教育プログラムの構築・実施  
＜幹事校＞各事業実施大学の運営モデルを取りまとめ、横展開

サーティフィケート  
（学位、資格、学修証明等）

学位課程  
（学士・修士・博士等）

履修証明  
プログラム  
（1年程度）

短期プログラム  
（半年程度）

- 大学は、60～120時間の履修証明プログラム（BP）を開発し、出口（就職先）と一体となって実施・展開。
- あわせて、履修証明プログラムを含めた単位の積み上げによる体系的なカリキュラムを構築し、プログラムを修めた者にはサーティフィケート（学位、資格、学修証明等）を授与。
- 社会人の地方への転職や学び直しニーズにも対応可能となるよう、実践的なプログラムの開発と全学的な推進体制の整備を実施。

＜教育プログラムの分野（イメージ）＞

食品、AI・IoT利活用、医療・福祉、エネルギー・ものづくり、地場産業、国際・観光、公務員・教員

サーティフィケートと連動

学生や社会人の地元就職

成果

地域に求められる人材育成  
機関としての大学の機能強化、  
地域活性化

# 新事業とCOC+事業との違いについて

事業名称	地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)	(新)大学による地方創生人材教育プログラム構築事業
事業目的	若年層人口の東京一極集中の解消	若者の地元就職 地方の大卒新卒採用充足率の向上
事業概要	産官学が連携し、地域が求める人材を養成するための教育改革（ <b>地域志向科目の全学必修等</b> ）を実行するとともに、学生にとって魅力ある就職先を開拓。	産官学が連携し、地域が求める人材を養成するための指標を策定。その指標に基づき、大学における学修と <b>出口（就職先）が一体となった教育プログラム</b> （学位課程教育）を構築・実施
プログラムの受講対象	学生	学生
プログラムの内容	<b>地域特性の理解、地域をフィールドとする課題解決型学修</b> 等	<b>具体的な地元産業や職業への就職を前提とした、社会人も受講可能な実践的な内容</b>
成果指標	連携自治体にある企業等への就職率・インターンシップ参加者数・雇用創出数	プログラム受講者数 プログラム受講者の地元定着率
事業規模	・プログラムの開発・実施：約2,500万/年・ <b>42件</b> （令和元年度）	・プログラムの開発・実施：約5,900万/年・ <b>3件</b> ・プログラムの開発・実施（幹事校）：約7,800万/年・ <b>1件</b>

<b>3月末</b>	<b>公募開始</b>
<b>4月中旬頃</b>	<b>公募説明会</b>
<b>5月末</b>	<b>公募締切</b>
<b>6月</b>	<b>事業選定委員会による書面審査</b>
<b>7月中旬頃</b>	<b>（必要に応じて）面接審査の実施</b>
<b>7月下旬頃</b>	<b>採択プログラム決定</b>
<b>8月中旬頃</b>	<b>採択プログラム公表</b>
<b>8月下旬頃</b>	<b>交付内定通知発出</b>
<b>9月～</b>	<b>事業開始</b>

※ 上記は最短のスケジュールとなるため、実際の事業開始時期は後ろ倒しになる可能性がある。

# 事業の検討にあたっての注意点（1）

- ◆ 新事業は地元の具体的な職業に就くための教育プログラムの開発・実施のための支援を目的としており、地元志向を強め学生の地元就職を促すことを目的とするCOC+とは内容が異なるため、COC+で行っていた内容をそのまま新事業に転用することはできないので、注意すること。（質問回答集No.17,23,41）  
※ COC+は補助期間終了後の令和2年度以降は自走が前提となる。
- ◆ 新事業は、学位課程における教育プログラムの構築と展開に関する補助となるため、学位課程内の教育プログラムに該当しない取組（就職説明会や課外活動等）は補助の対象とはならないので注意すること。（質問回答集No.41）
- ◆ 申請要件・申請資格については、事業責任大学・参加校共に「大学教育再生戦略推進費」の要件及び本事業独自の要件（連携体制の構築や協定の締結等）が設定されることとなるため、申請要件及び申請資格を満たしているか確認をしておくこと。  
（質問回答集No.10）※2019年度の要件より変更となる可能性がある。  
（参考）  
2019年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」公募要領  
[https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/data/download/koubo\\_sinsei/01\\_h31tenkai\\_koubo.pdf](https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/data/download/koubo_sinsei/01_h31tenkai_koubo.pdf)

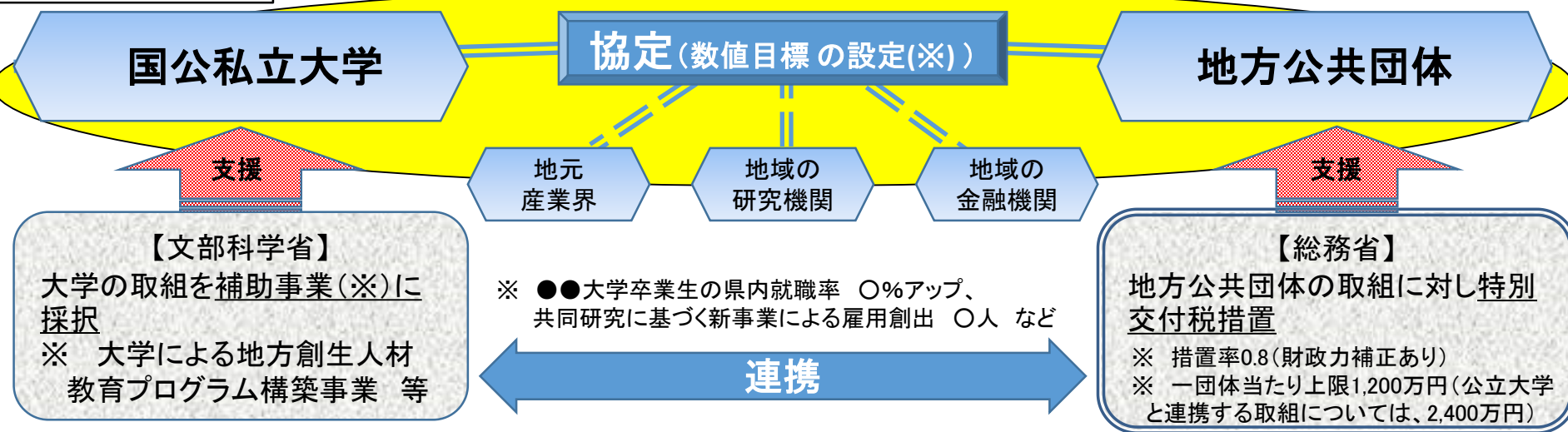
## 事業の検討にあたっての注意点（2）

- ◆ 新事業は、概算要求時の「出口一体型のリカレント教育プログラムの構築」ではなく、「学位課程学生向けの教育プログラムの構築」のための事業なので、リカレント教育の構築・運営に関する経費は補助の対象とはならないため、注意すること。  
従って、プログラムに社会人を混ぜることや、職業実践力育成プログラム（BP）の認定を受けることは必須の要件とはならない。（ただし、加点要素となる可能性はある）  
（質問回答集No.19,20,25,31,48）
- ◆ その他、以下に掲げる事項に留意して事業を計画することが求められるため、注意すること。
  - ✓ 具体的な数値目標の設定（プログラム受講者数、受講者数の地元定着率等）
  - ✓ 数値目標の妥当性の根拠（具体的な就職先及び採用予定人数の把握やプログラム内容の工夫等）
  - ✓ 例えば「地域連携プラットフォーム」などの、地域社会を構成する関係者間での恒常的な連携体制の構築
  - ✓ 地域からのニーズの把握・分析及び、地域が求める人材像と修得すべき能力の可視化
  - ✓ 地域が求める人材を養成するための全学的な教学マネジメントの確立
  - ✓ 実践的な能力が身につく体系的な教育課程の編成
  - ✓ 補助期間終了後も事業が継続（自走）可能な、具体的な資金循環メカニズムの構築



# 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進

## 事業イメージ



大学等の取組	地方公共団体の取組
<b>【取組例1:産業振興】 地方大学、地方公共団体及び地元企業の共同研究による産業振興</b>	
地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の6次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施	地方公共団体設立の研究施設（例：産業技術センター）による共同研究、研究開発委託、大学や地元企業間の連絡調整、販路開拓の支援（物産展への出品等）、マーケティング支援等を実施
<b>【取組例2:就職時対策】 地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わりの強化</b>	
地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施（必須科目化・単位認定）	大学や地元企業間の連絡調整、インターン先企業の開拓、インターンシップ生の受入れ、地元産業界から大学への講師派遣支援等を実施
<b>【取組例3:入学時対策】 ICTやサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進</b>	
地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業をICTやサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供（単位互換により在学している地方大学の単位として認定する）	受講スペースの提供、通信費等増嵩経費の一部負担等を実施

※ 公立大学と連携する取組については、文部科学省の補助事業に採択されないものであっても、地方公共団体の取組に対し特別交付税措置

No.	カテゴリ	質問	回答
1	01. 申請要件関係	いわゆる都市圏に所在する大学が申請主体になることは可能なのか。	本事業は、学卒者の地元定着と地域活性化を推進することを目的とした事業であるため、大卒新卒採用人数の充足率が低い地域を中心に採択する予定。都市圏の大学については、上記地域の大学と連合して申請する（申請主体となる）ことは可能。
2	01. 申請要件関係	COC+コーディネーターのようにコーディネーターの雇用を義務づけるものか。	コーディネーターの雇用は必須の要件とはならない。一方で、COC+のコーディネーターを引き続き雇用することは妨げないが、その場合は、本事業とCOC+との業務内容のすみ分けについて注意すること。
3	01. 申請要件関係	ポンチ絵の「2019年卒の大卒新卒採用予定人数の充足率」の棒グラフが赤くなっている地域は本事業への申請はできないのか。	棒グラフが赤い地域に所在することのみをもって申請不可とすることはないが、本事業は、学卒者の地元定着と地域活性化を推進することを目的とした事業であるため、大卒新卒採用人数の充足率が低い地域を中心に採択する予定であることに留意すること。そのため、事業計画においては、大卒新卒採用人数の充足率が低い地域への定着の観点を含めることが求められる。
4	01. 申請要件関係	連携協定の締結は必須になるのか。	必須となる。（事業採択後の締結でも可）
5	01. 申請要件関係	1大学につき1つの教育プログラム実施を求めるのか、それとも複数プログラムの実施を求めるのか。	プログラムの実施数について上限（下限）を設ける予定はないが、地域で養成すべき人材像、及び、KPIに設定予定の「教育プログラムの数」「プログラムの受講者数」の目標値に応じて、各事業実施大学において適切に設定いただきたい。
6	01. 申請要件関係	COC+の申請要件にあった大学と地方自治体との雇用創出・若者定着に係る数値目標を明記した協定は、今回の申請に必要となるのか。	必須となる。（事業採択後の締結でも可）
7	01. 申請要件関係	連携する企業の数の下限（上限）は設定されるのか。また、事業申請時に企業の具体的な名称や採用予定人数を確定させる必要があるのか。	連携する企業数に下限（上限）を設ける予定はないが、申請時において、想定する出口（就職先）の具体的な企業名及び就職者数の記載を求める可能性があるため留意いただきたい。
8	01. 申請要件関係	大学コンソーシアムが申請主体となることは可能か。	申請主体は事業責任大学（本事業に参加する大学・地方公共団体・企業等の取組を取りまとめ、事業実施の中心となる大学であり、事業申請の際に申請者となる大学）に限定されるため、大学コンソーシアムが申請主体になることはできない。また、事業責任大学を連名にすることもできない。
9	01. 申請要件関係	事業の一部をコンソーシアムに委託することを前提とした事業設計は可能か。	可能だが、事業の根幹を担う業務をコンソーシアム等の外部に委託することはできないため、留意すること。
10	01. 申請要件関係	応募するにあたり、どのような要件が必要となるのか。	事業の申請要件・申請資格については、「大学教育再生戦略推進費」の要件及び本事業独自の要件（連携体制の構築や協定の締結等）が設定されることとなる。詳細については検討中。
11	01. 申請要件関係	学部としての取組が対象になるのか。	事業の申請及び産学官の連携体制の構築においては全学で取り組むことが必須となるが、教育プログラムの展開にあたっては、特定の学部学科等（研究科専攻等）のみで実施しても構わない。
12	01. 申請要件関係	事業実施大学として申請主体となりながら、参加校として別の大学が申請主体となる事業に名を連ねることは可能か。	できない。その場合においては、参加校ではなく事業協力機関（補助金の配分を受けることができない、本事業に関わる機関）として申請すること。
13	01. 申請要件関係	サーティフィケート（学修証明）の設定は必須となるのか。	詳細は未定だが、必須となる可能性が高い。 なお、本事業で設計するサーティフィケート（学修証明）については、学校教育法施行規則第163条の2に基づく学修証明であることは必須ではないため、これまでに各大学が独自に実施してきた類似の取組を改良・再構築の上、活用することで構わない。
14	01. 申請要件関係	改組後で完成年度を迎えていない学部学科等が本事業の実施主体となる（新たな教育プログラムを構築する）ことは可能か。	設置計画の確実な履行を前提とした上で、合理的な範囲内で本事業に係る変更を加えることは妨げないが、その場合においては、事前に各担当部署へよく相談をしておくこと。

No.	カテゴリ	質問	回答
15	01. 申請要件関係	申請時において、事業計画はどの程度具体性を持たせる必要があるのか。	事業1年目で取り組む内容（指標の策定及び教育プログラムの開発）の会議体等での承認行為までは求めないが、事業5年間で取り組む内容や教育プログラムの内容、想定する具体的な出口（就職先）や、自走に至るまでの計画性がどの程度具体化されているかという観点により審査されることが想定されるため、計画書が抽象的になりすぎないように注意すること。
16	01. 申請要件関係	起業や就農など、想定される具体の就職先が記載できない場合は具体の企業名を明らかにする必要はないという理解でよいか。	そのとおり。なお、実績報告書作成の際は、起業や就農であってもその詳細な内容が求められる。
17	02. 教育プログラム関係	本事業で養成する学生は、学部生のみが対象となるのか。	大学院生も対象となり得る。
18	02. 教育プログラム関係	教育プログラムの「実践的な内容」の具体の中身について。	出口（就職先）となる企業と協力して、当該職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するための体系的な教育プログラムを、学位課程上で展開してもらいたいと考えている。 ※これまでに展開していた企業インターンシップやPBL型授業を本事業用に再構築した上でプログラム化することは可能。
19	02. 教育プログラム関係	連携する全ての大学が同一のプログラムを展開する必要があるのか。	全ての大学が同一のプログラムを展開することは求めない。 当該地域が必要とする（産業）人材の養成にあたって、各大学が有する資源を持ち寄ってプログラムを構築することも考えられる。 ※複数大学の単位互換によるプログラムの構築や、養成する人材像に応じて各大学で異なるプログラムを構築する、等。
20	02. 教育プログラム関係	ポンチ絵の教育プログラムの分野（イメージ）に公務員・教員が入っているが、養成する人材は産業人材でなくても構わないのか。	特定の産業人材でなくても構わないが、その場合は、地域で求められる人材像をより具体化（ルーブリック化）し、その能力を身に付けさせるための教育プログラムを構築・展開することが求められる。 ※単なる公務員や教員養成のためのプログラムでは不可。従来の公務員や教員養成に、各地域の実情に応じた知識・技能を追加的に修得させることが必要。
21	02. 教育プログラム関係	本事業にて構築する教育プログラムは、COC+で構築した人材教育プログラムと別の設定をしなければならないのか。	COC+事業は令和元年度をもって補助期間が終了し、次年度以降は自走により取り組むこととなるため、原則として本事業にて構築するプログラムとは別に設定することが必要。 一方で、COC+事業での成果を更に発展・充実させた上で、本事業の一部として取り込むことは可能。
22	02. 教育プログラム関係	事業初年度（令和2年度）から教育プログラムを展開する必要があるのか。	事業初年度は、少なくとも連携体制の構築と、当該地域において求められる人材像に応じた指標を策定することが必要。教育プログラムの展開は事業2年目以降となっても構わない。
23	02. 教育プログラム関係	教育プログラムに社会人（あるいは、就職氷河期世代の社会人）を混ぜることは必須なのか。	必須ではないが、社会人（就職氷河期世代含む）の職業に必要な能力の向上を図る機会にも資するような、実践的かつ専門的な教育プログラムを構築することが求められる。また、当該プログラムについては履修証明プログラム等により社会人（就職氷河期世代含む）も受講可能なスキームを構築することが望ましい。
24	02. 教育プログラム関係	ポンチ絵に記載の「短期プログラム（半年程度）」の意味について。	社会人向けのプログラム（半年程度の履修証明プログラム）をイメージしている。また、ポンチ絵の図は、社会人が短期プログラムの受講を起点として学位課程内のプログラムを受講することで、最終的に学位や履修証明を得るパッケージの構築と、本事業で構築する学位課程の学生向けのプログラムが連動するイメージとなる。なお、短期プログラムの構築は本事業において必須の要件とはならない。 なお、本事業は、学位課程における教育プログラムの構築と展開に関する補助となるため、学位課程内の教育プログラムに該当しない取組は補助の対象とはならないので留意いただきたい。
25	02. 教育プログラム関係	教育プログラムはいくつ構築することが必要なのか。プログラムの受講者数は何名程度を想定しているのか。	具体の人数及びプログラム数については検討中。



No.	カテゴリ	質問	回答
26	02. 教育プログラム関係	教育プログラムの実施年次に指定はあるか。	履修年次に制限を設ける予定はないが、本事業で構築する出口（就職先）と一体となった教育プログラムの性格上、3～4年次頃の開講を想定している。
27	02. 教育プログラム関係	既存の授業科目を本事業の教育プログラムに充てても構わないか。 (本事業で構築する教育プログラムは、新設しなければならないのか。)	既存の科目を本事業の教育プログラムに充てても構わないが、既存の授業科目の運営に関して本補助金を充てることはできないため留意すること。(既存の科目を本事業用に更に発展させ、再構築する場合は補助金を充てることは可能)
28	02. 教育プログラム関係	教育プログラムを受講する学生の当該地域（企業）への就職が受講要件あるいは事業申請要件になるのか。	本事業で構築するプログラムは、学位課程上の授業科目であり、特定の企業への就職を前提とするものではない。 一方で、プログラム受講者の募集や選抜にあたっては、地元企業（産業）への就職の意欲が高い者を対象とするなど、プログラム受講者の地元定着率向上のための工夫を行うことは差し支えない。
29	02. 教育プログラム関係	本事業において開発する教育プログラムは、職業実践力育成プログラム（BP）の認定を受ける必要があるのか。	職業実践力育成プログラム（BP）の認定を受けることは必須の要件とはならない。(なお、加点要素となる可能性はある。)
30	02. 教育プログラム関係	複数大学が共同した履修証明プログラムを開発することが求められるのか。	必須の要件とはならない。
31	02. 教育プログラム関係	海外での実習をプログラムに加えても構わないか。	当該プログラムが学位課程上に位置付けられた教育プログラムであれば可能。 なお、旅費の支給及び外国旅費に関しては、COC+公募要領のQ&A問10-12～15を参照のこと。
32	02. 教育プログラム関係	留学生をプログラム受講の主対象に設定しても構わないか。	可能だが、地域で養成すべき人材像、及び、KPIに設定予定の「教育プログラムの数」「プログラムの受講者数」の目標値に応じて、各事業実施大学において適切に設定いただきたい。
33	02. 教育プログラム関係	本事業にアントレプレナー教育を含めることは可能か。	可能だが、起業者養成プログラムのみをもって事業を構築することは、本事業の目的（ <u>出口（就職先）となる企業と協力した実践的な教育プログラム</u> を学位課程上で展開）に沿わないものとなるため、認められない。
34	02. 教育プログラム関係	(COC+の事業成果かどうかを問わず) 現行の大学での取組内容を改良の上本事業に取り入れても構わないか。	<b>COC+事業での成果や大学の既存の取組を更に発展・充実させた上で、本事業の一部として取り込むことは可能。</b> 一方で、COC+と本事業は学生の地元就職という目的は同じものの、その事業内容は異なるため、(一部改良を加えたとしても) <b>COC+事業で行っていた内容の全てを新事業に転用することは想定していないため、十分に留意すること。</b> ※新事業の採択/非採択に関わらず、令和2年度以降のCOC+事業は自走が求められる。
35	03. 審査基準	採択大学の基準について。	原則として、(今後設置予定の) 事業採択委員会による評価点が高い順の採択となるが、事業の横展開を想定して、採択大学が特定地域に偏り過ぎることがないようにする予定。 なお、事業内容や評価点の状況によっては、査定の上、事業全体の予算の範囲内で採択件数を1～2件増やす可能性がある。
36	03. 審査基準	供給（大学）の側の体制があっても需要（社会人等）の数が少ない地方においても本事業の選定の可能性はあるのか。	本事業の主対象は学位課程学生であるため、社会人の受講は必須とはならない。(なお、加点要素となる可能性はある。)
37	03. 審査基準	1. 事業採択件数はどの程度を想定しているのか。 2. 事業実施に係る金額が低いほど採択に対して有利になるのか。	1. 事業ポンチ絵のとおり、事業実施大学3件、事業実施大学（幹事校）1件の計4件を想定している。なお、事業内容や評価点の状況によっては、査定の上、事業全体の予算の範囲内で採択件数を1～2件増やす可能性がある。 2. 補助金基準額に対して、基準まで計上している事業とそこに満たない少額の事業で有利・不利の差はない。
38	03. 審査基準	①本事業で構築する教育プログラムは、ポンチ絵に記載のある分野に限定されるのか。 ②特定の分野を取り扱う、複数の分野を取り扱うと採択されやすくなる等の審査上の優遇はあるのか。	①ポンチ絵に記載の分野はあくまでイメージのため、これらに限定されるものではない。 ②取り扱う分野及び分野の数で審査上に優劣は生じない。

No.	カテゴリ	質問	回答
39	04. 連携体制関係	地域の定義とはどういった範囲であるのか。複数の県にまたがった申請も可能か。	地域の定義については、「地域連携プラットフォーム」の定義と同様になる予定。従って、複数の県にまたがった申請も可能となる。 ※地域連携プラットフォームの構築は本事業の必須の要件とはならない。(なお、加点要素となる可能性はある。) (参考)大学分科会(第152回)資料4-3 地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン(素案) <a href="https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/20200121-mxt_koutou01-000004228_15.pdf">https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/20200121-mxt_koutou01-000004228_15.pdf</a>
40	04. 連携体制関係	人材を養成するための指標を作成とあるが、具体的にはどういったものか。例えば、数値で表しにくい「地域への愛着」や「想い」といった内容でも可能か。	「地域への愛着」や「想い」を含めることは妨げないが、地域が求める人材像に「修得すべき能力」を明示すること、及び、地域が求める人材を養成するための教育の質保証に係る体制整備と体系的な教育課程の編成が求められる。
41	04. 連携体制関係	ポンチ絵の「ブロックごとに拠点地域を設定」の意味について。	本事業において構築する連携体制は、都道府県単位のみならず、都道府県を越えた経済圏、生活圏単位など県域を越えることも可能。なお、ポンチ絵の「ブロックごとの拠点地域」は、本事業の中心となる地域(事業責任大学)を指す。
42	04. 連携体制関係	海外の大学や専修学校を連携先に加えても構わないか。	事業協力機関(補助金の配分を受けることができない、本事業に関わる機関)として申請する限りにおいては可能。
43	04. 連携体制関係	連携先に、全国に支店を有する地元の大手企業を含めても構わないか。	含めても構わないが、本事業の目的は地元定着のため、地元への就職を前提としない教育プログラムの構築は認められない。 なお、地元の大手企業については、例えば勤務地を地域に限定した採用である等の、地元定着のために参画することが確認できれば、事業成果(KPI)として含めることは可能。
44	04. 連携体制関係	事業を協働する参加校は、教育プログラムにどの程度関わる必要があるのか。例えば、事業責任大学が実施する教育プログラムの一部への参画(教員派遣等)のみでも構わないか。	参加校は全ての教育プログラムを揃えることは必須ではなく、①事業責任大学が実施するプログラムに科目や教員を一部提供、②養成する産業人材ごとに各大学で分担してプログラムを実施、等の参画としても差し支えない。 なお、教育プログラムを受講する学生に対しては、単位互換や科目等履修、聴講制度等の活用により、事業を協働で実施する大学間で当該プログラムが受講可能となるよう、工夫いただきたい。
45	04. 連携体制関係	事業を協働する参加校においても教育改革を行うことが必要なのか。	①例えば副専攻の設置、科目の新設等の教育カリキュラムに関する改革については必須の要件とはならない。(事業責任大学は必須) ②一方、いわゆる3ポリシーの策定・公表や、授業計画(シラバス)の作成、単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること等(詳細は検討中)については、事業の申請要件となる。(事業責任大学は必須。参加校については事業実施期間中に達成でも可)
46	04. 連携体制関係	養成する産業人材の種類に応じて、それぞれ異なる市町と連携体制を構築しても構わないか。 ※食品関係人材養成はA市、医療関係人材養成はB市と連携、等	協定を結ぶ地方公共団体の単位(都道府県、市町村等)は問わない。 一方で、本事業は、大学・地方公共団体・企業等の各種機関が協働し、地域が求める人材を養成するための恒常的な連携体制を構築する観点も含まれているため、単に個別の市町と協力してプログラムを開発するのみではなく、それが当該地域(あるいは産業等)において戦略的・計画的に検討・設計されていることが明確となるようにすることが求められる。
47	04. 連携体制関係	教育プログラムに関して、参加校とはどの程度の連携が求められるのか。(教育プログラムの相互受講やそれに伴う単位互換等)	単位互換等の具体的な制度の活用を必須とするのではないが、可能な範囲で、自大学以外の学生(及び社会人)においても、本事業で開発した教育プログラムが受講可能となるよう、工夫いただきたい。
48	05. 幹事校	幹事校が行うべき役割や業務、期待されることは何か。	幹事校は、事業に関する取組内容等の共有及び広報活動、及び事業成果の収集とその横展開に係る役割を想定している。

No.	カテゴリ	質問	回答
49	05. 幹事校	幹事校で応募した場合、一般の実施大学として採択されることはないのか。	審査の結果、他の一般の実施大学より上位となった場合は、幹事校で応募した場合であっても一般の実施大学として採択される場合がある。
50	05. 幹事校	幹事校としての選定を希望する場合の手続方法について。	申請の際は、①事業実施大学、②事業実施大学（幹事校）のいずれかを選んで申請を行う。なお、②で申請を行う場合は幹事校大学としての観点を含めた事業及び経費の執行計画を作成すること。
51	05. 幹事校	幹事校大学とそうでない大学で単価が異なるのは何故か。 また、単価の差額分の用途は。	事業実施大学（幹事校）は通常の事業実施に加えて、幹事校としての追加の役割を担うこととなる。単価の差額分の用途は、追加の事務スタッフ等の雇用に係る人件費や全国シンポジウムにかかる実施経費、事業ポータルサイトの運営費等を想定している。
52	06. 補助対象	補助金の用途について。	主には人件費（プログラムディレクター、事務補佐員、プログラム検討委員会委員謝金、プログラム講師謝金 等）、旅費、物品費及び広告費等を想定している。
53	06. 補助対象	COC+において実施していた、正課外活動（就職説明会や課外活動等）を本事業に組み込み、その運営に関する補助を受けることは可能か。	本事業は、学位課程における教育プログラムの構築と展開に関する補助となるため、学位課程内の教育プログラムに該当しない取組は補助の対象とはならない。
54	07. その他	「当該地域が養成すべき人材像」は具体的な産業（人材）をイメージしているのか。	そのとおり。COC+では地元志向を強め地元就職を促す事業であったが、本事業はそこから更に発展させ、地元の具体的な職業に就くための教育プログラムを開発・実施することとなる。
55	07. その他	事業成果（KPI）は何か求められるのか。	以下2点を予定している。（詳細は変更となる可能性がある） ・「教育プログラムの数」、「プログラムの受講者数」及び「プログラム受講者の地元定着率」 ・補助期間終了後に構築される、大学の自走による地域人材養成のスキーム（エコシステム）の確立
56	07. その他	公募開始から事業実施までのスケジュールについて。	事業2-資料1の3ページを参照のこと。
57	07. その他	事業2年目以降に予算は通減するのか。	補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に通減させることを予定している。また、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業の内容等を総合的に勘案して毎年度決定する。
58	07. その他	本事業とCOC+との内容の違いはどのようなところか。	事業2-資料1の2ページを参照のこと。
59	07. その他	本事業に採択された場合、連携している地方公共団体や企業から財政的な支援を受けても構わないか。	企業や地方自治体から財政的支援を受けて、本事業を実施することは差し支えない。 なお、他の補助金等による経費措置との重複は認められないため、財政的支援を受ける際はその原資に注意すること。（COC+公募要領の間3-13参照）
60	07. その他	当初概算要求時の金額より1/10になった理由は。	「出口一体型地方創生人材養成システム構築事業」は、令和元年秋の年次公開検証（秋の行政事業レビュー）での指摘を受け、令和2年度は事業を実施しないこととなっており、本事業とは別の扱いとなる。なお、令和3年度以降の「出口一体型～」事業の実施有無については未定。 （参考）令和2年2月4日 行政改革推進会議 会議資料 <a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai38/siryou2.pdf">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai38/siryou2.pdf</a>
61	07. その他	例えば、プログラムの教育効果（能力の修得状況等）などの、事業成果（KPI）以外の要素について評価はされないのか。	事業申請の際に、大学独自の目標を設定することは可能だが、KPIで求める事項については必ず（数値）目標を設定することとなる。 本事業の評価基準については、今後検討を行う。
62	07. その他	教育プログラムを協働して開発した特定の企業へ受講学生を就職させることが、本事業において望ましい結果であると解釈しても構わないか。	そのとおり。ただし、本事業で構築するプログラムは、学位課程上の授業科目であり、特定の企業への就職を前提とするものではないこと、及び、就職協定（就活ルール）等に抵触することのないよう、御留意いただきたい。
63	07. その他	事前相談の受付時期について。	公募開始前までとなる。 公募スケジュールは、事業2-資料1の3ページ目を参照のこと。

No.	カテゴリ	質問	回答
64	07. その他	申請書の内容は、今後公表されることはあるのか。	公表の予定はない。